

平成 27 年 7 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ニ イ タ カ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 奥 山 吉 昭  
(コード番号 4465 東証第一部)  
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 宮 川 徹  
TEL : 06-6391-3225

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、「改正会社法」といいます。)により新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行すること、及び「定款一部変更の件」を本年 8 月 26 日開催予定の第 53 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事異動に関するお知らせ」をご覧ください。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限移譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

##### (2) 移行の時期

本年 8 月 26 日開催予定の第 53 回定時株主総会において、必要な定款変更等についてのご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 32 条第 2 項(取締役の責任免除)の一部を変更するものであります。
- ③ 今後の事業内容の多角化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)につきましても、事業目的を追加するものであります。

- ④ 役員に対する退職慰労金制度の廃止に伴う所要の変更を行うものであります。
- ⑤ 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更のほか、重複規定の整理、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、定款変更のための株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 27 年 8 月 26 日

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 27 年 8 月 26 日

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>
<p>第1条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p>
<p>1. (条文省略)</p>	<p>1. (現行どおり)</p>
<p>2. 洗剤、洗浄剤、漂白剤の製造販売</p>	<p>2. 洗剤、洗浄剤、<u>除菌剤</u>、漂白剤の製造販売</p>
<p>3～9. (条文省略)</p>	<p>3～9. (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>10. 化粧品の製造販売</u></p>
<p><u>10～14.</u> (条文省略)</p>	<p><u>11～15.</u> (現行どおり)</p>
<p>第3条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p>	<p>(機関)</p>
<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p>	<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p>
<p>1. 取締役会</p>	<p>1. 取締役会</p>
<p>2. <u>監査役</u></p>	<p>2. <u>監査等委員会</u></p>
<p><u>3. 監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>4. 会計監査人</u></p>	<p><u>3. 会計監査人</u></p>
<p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>
<p>第6条 (条文省略)</p>	<p>第6条 (現行どおり)</p>
<p><u>(自己の株式の取得)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	
<p>第8条 (条文省略)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第<u>9</u>条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p><u>2. 剰余金の配当を受ける権利</u></p> <p><u>3～5.</u> (条文省略)</p> <p>第<u>10</u>条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第<u>11</u>条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取及び売渡請求、その他株式に関する取扱い及びその手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第<u>12</u>条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第<u>13</u>条 (条文省略)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第<u>14</u>条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第<u>15</u>条 (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第<u>8</u>条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>2～4.</u> (現行どおり)</p> <p>第<u>9</u>条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第<u>10</u>条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取及び売渡請求、その他株式に関する取扱い及びその手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第<u>11</u>条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第<u>12</u>条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第<u>13</u>条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第<u>14</u>条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 当社の株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第20条 株主総会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 当社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 当社の株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事録は、法令に定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p>

現行定款	変更案
<p>(買収防衛策)</p> <p>第 21 条 当社は、株主総会において、法令<u>または</u>本定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入、変更、継続及び廃止に関する決議を行うことができる。</p> <p>② 当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会決議<u>または</u>株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権の無償割当て<u>または</u>法令および本定款上認められるその他の措置を行うことができる。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 22 条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(買収防衛策)</p> <p>第 20 条 当社は、株主総会において、法令<u>又は</u>本定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入、変更、継続及び廃止に関する決議を行うことができる。</p> <p>② 当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会決議<u>又は</u>株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権の無償割当て<u>又は</u>法令<u>及び</u>本定款上認められるその他の措置を行うことができる。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 21 条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第 23 条 当社の取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>(新 設)</p> <p>② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第 22 条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>② <u>法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる。</u></p> <p>③ 前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>④ <u>補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>⑤ (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 24 条 当社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 25 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 当社の取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 23 条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定し、<u>うち 1 名を代表取締役社長とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 当社の取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 27 条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 28 条 (条文省略) (新 設)</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる取締役に限る。）の全員が書面<u>または</u>電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議の方法について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面<u>または</u>電磁的記録をもって作成し、出席した取締役<u>及び</u>監査役は、これに署名<u>もしくは</u>記名押印し、<u>または</u>電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 26 条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>② <u>前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u></p> <p>③ 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる取締役に限る。）の全員が書面<u>又は</u>電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 28 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面<u>又は</u>電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名<u>若しくは</u>記名押印し、<u>又は</u>電子署名を行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 30 条 当社の取締役会に関する事項は、法令<u>または</u>本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条 当社の取締役の報酬、賞与、<u>退職慰労金</u>その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u> (<u>監査役</u>の員数)</p> <p>第 33 条 当社の<u>監査役</u>は、4 名以内とする。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 30 条 当社の取締役会に関する事項は、法令<u>又は</u>本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の選任の方法)</u></p> <p><u>第 34 条 当社の監査役は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p><u>② 法令または本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる。</u></p> <p><u>③ 前 2 項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>④ 補欠者の選任の効力は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>⑤ 補欠者は法令または本定款に定める監査役の員数を欠くことになった時に就任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第 35 条 当社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 37 条 当社の監査役会の招集通知は、  <u>会日の 3 日前までに各監査役に対し</u>  <u>て発する。ただし、緊急の必要があ</u>  <u>るときは、この期間を短縮すること</u>  <u>ができる。</u></p> <p>② <u>監査役の実員の同意があるときは、</u>  <u>招集の手続を経ないで監査役会を開</u>  <u>催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第 38 条 当社の監査役会の決議は、法令  <u>に別段の定めがある場合を除き、監</u>  <u>査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第 39 条 監査役会の議事録は、法令で定め  <u>るところにより書面または電磁的記</u>  <u>録をもって作成し、出席した監査役</u>  <u>は、これに署名もしくは記名押印し、</u>  <u>または電子署名を行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 40 条 当社の監査役会に関する事項  <u>は、法令または本定款のほか、監査</u>  <u>役会において定める監査役会規程に</u>  <u>よる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第 41 条 当社の監査役の報酬等は、株主  <u>総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 33 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 34 条 当社の監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第 35 条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 43 条～第 44 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 45 条 当社の会計監査人の報酬等は、 代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て 定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 46 条～第 49 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会の議事録は、法令で 定めるところにより書面又は電磁的 記録をもって作成し、出席した監査 等委員は、これに署名若しくは記名 押印し、又は電子署名を行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 37 条 <u>当社の監査等委員会に関する事 項は、法令又は本定款のほか、監査 等委員会において定める監査等委員 会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 38 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 40 条 当社の会計監査人の報酬等は、 代表取締役社長が<u>監査等委員会</u>の同 意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 41 条～第 44 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の 規定により、同法第 423 条第 1 項の監 査役であった者の損害賠償責任を、法 令の限度において、取締役会の決議に よって免除することができる。</u></p>

以上